

# 重要事項説明書

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者名	合同会社 あん川西
主たる事務所の所在地	〒666-0013 兵庫県川西市美園町 13 番 4 号 102
代表者（職名・氏名）	代表社員 榎原 道代
設立年月日	令和 6 年 5 月 9 日
連絡先	電話番号 072-768-7222 ファックス 072-768-7227

## 2. 事業所の概要

事業所名	あん訪問看護ステーション	
所在地	〒666-0013 兵庫県川西市美園町 13 番 4 号 102	
電話番号	072-768-7222	
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 9 月 1 日指定	2863190415
管理者名	榎原 道代	
サービス提供地域	川西市、伊丹市、宝塚市、池田市、猪名川町	

## 3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名 （常勤）
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	2 名 （常勤） 1 名 （非常勤）
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	1 名 （常勤） 0 名 （非常勤）
作業療法士		0 名 （常勤） 0 名 （非常勤）
言語聴覚士		0 名 （常勤） 0 名 （非常勤）
事務職員		0 名 （常勤） 0 名 （非常勤）

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで 年末年始（12月29日～1月3日） 土・日・祝日は除く	9時00分～18時00分まで

- （1） 利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。
- （2） 訪問予定日が祝日になった場合、協議します。

## 5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 在宅リハビリテーション（寝たきりの予防・手足の運動・日常生活動作訓練など）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

※理学療法士等による訪問は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問することとなります。よって、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に当たり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切な評価を行うことが必要となります。（最低3ヶ月に一回の訪問看護が義務付けられています）

## 6. サービス利用料及び利用者負担

※別紙参照

## 7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。（主治医に訪問看護指示書を発行してもらう必要があります。その際には費用が発生します）
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

## 8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく負担金は、別表のとおり、医療保険・介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (2) 保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が保険制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- (3) 利用料（自費も含む）の変更があった場合、1ヶ月前に文書で連絡します。
- (4) 自費発生分などに係る費用（郵送料含む）等が発生した場合、合わせて引落しさせていただくことがあります。
- (5) 利用者負担金は、毎月26～28日にご指定の金融機関の口座から引落としとなります。
- (6) 手数料は事業所負担になります。口座振替代行業者は三井住友カード株式会社です。記帳では「ド）アンカワニシ」と印字されます。

## 10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

**ステーション名 : あん川西訪問看護ステーション      連絡先 : 072-768-7222**

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 : 2,000 円

## 11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、医療機関、他のサービス事業者に開示しなければならない情報、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者が開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	072-768-7222	F A X 番号	072-768-7227
担当者	管理者 檜原 道代		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	川西市 福祉部 介護保険課	電話番号 : 072-740-1148
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 : 078-332-5617

※上記以外にお住まいの市町村の苦情窓口等に相談することができます。

## 13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者	管理者 檜原 道代
-------------	-----------

#### 14. 業務継続計画（BCP）の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」とする。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (2) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (3) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- (4) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) 利用者の同居家族に対するサービス提供はできません。
- (6) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（第三者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）は行いません。
- (7) その他利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等）は行いません。
- (8) 発熱や呼吸困難などの症状がある場合は速やかにご連絡ください。

# 医療保険訪問看護利用料金 (非課税)

## ■基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。毎月月初めに健康保険証・高齢医療証・特定疾患受給者証・上限管理票等をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	週3日まで	13,220円	5,550円	7,670円	1,322円	2,644円	3,966円
	週4日以上	14,220円	6,550円	7,670円	1,422円	2,844円	4,266円
	週4日以上(Ⅶ)		5,550円				
2日目以降	週3日まで	8,050円	5,550円	2,500円	805円	1,610円	2,415円
	週4日以上	9,050円	6,550円	2,500円	905円	1,810円	2,715円
	週4日以上(Ⅶ)		5,550円				
同日2回目			4,500円	-	450円	900円	1,350円
(同一建物内3人以			4,000円	-	400円	800円	1,200円
同日3回目			8,000円	-	800円	1,600円	2,400円
(同一建物内3人以			7,200円	-	720円	1,440円	2,160円
同一建物居住者	週3日まで	10,450円	2,780円	月の初日 7,670円	1,045円	2,090円	3,135円
		5,280円		2日目以降 2,500円	528円	1,056円	1,584円
同一日に3人以上(基本療養費Ⅱ)	週4日以上	10,950円	3,280円	月の初日 7,670円	1,095円	2,190円	3,285円
		5,780円		2日目以降 2,500円	578円	1,156円	1,734円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は90%となります。

## ■基本利用料以外(加算)

	利用料(10割)	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急時訪問看護加算イ(14日まで)1回	2,650円	265円	530円	795円
緊急時訪問看護加算ロ(15日から)1回	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
早朝・夜間訪問加算(6-8・18-22)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(6歳未満)	1,300円	130円	260円	390円
複数名訪問看護加算注(正看護師)週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(准看護師)週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算(看護補助者)週3回まで 注①	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円

注①：正看護師と看護補助者(ヘルパー・事務員等)の組合せでサービス提供を行った場合。また同日に複数回訪問した場合

1回目3,000円、2回目6,000円、3回目10,000円となります。(週3日まで可)

また看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者

## 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）（2024.6.1～）

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額		単位	サービス提供時間	基本単位	
		(1割)	(2割)				
訪問看護 I - 1・時間内	介護	3359 円	336 円	672 円	314	1 回につき 20 分未満	314
	予防	3242 円	325 円	649 円	303		303
訪問看護 I - 2・時間内	介護	5039 円	504 円	1008 円	471	1 回につき 30 分未満	471
	予防	4825 円	483 円	965 円	451		451
訪問看護 I - 3・時間内	介護	8806 円	881 円	1762 円	823	1 回につき 30 分以上 1 時間未満	823
	予防	8495 円	850 円	1699 円	794		794
訪問看護 I - 4・時間内	介護	12069 円	1207 円	2414 円	1128	1 回につき 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128
	予防	11663 円	1167 円	2333 円	1090		1090
訪問看護 I - 5 ×2	介護	6291 円	630 円	1259 円	588	リハビリ 40 分 基本単位×2	294
	予防	6077 円	608 円	1216 円	568		284
訪問看護 I - 5・2超	介護	8506 円	851 円	1702 円	795	リハビリ 60 分 基本単位×3	265
	予防	4558 円	455 円	911 円	426		142
特別管理加算 I（1ヶ月に1回）		5350 円	535 円	1070 円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算 II（1ヶ月に1回）		2675 円	267 円	534 円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算 I（30分未満）		2717 円	271 円	542 円	254	1 回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
		4301 円	430 円	860 円	402		
複数名訪問看護加算 II（30分未満）		2150 円	215 円	430 円	201	1 回につき正看護師と看護補助者（ヘルパー、事務員等）の組み合わせでサービス提供を行った場合。（週3回まで可）	
		3391 円	339 円	678 円	317		
長時間訪問看護加算		3210 円	321 円	642 円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算 I		3745 円	375 円	749 円	350	新規に訪問看護を提供し退院日に訪問した場合当該月のみ	
初回加算 II		3210 円	321 円	642 円	300	新規に訪問看護を提供した場合当該月のみ	
退院時共同指導加算		6420 円	642 円	1284 円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
緊急時訪問看護加算 II		6141 円	614 円	1228 円	574	1 か月につき 1 回算定。	
ターミナルケア加算		26750 円	2675 円	5350 円	2500	死亡月につき 1 回算定。	

(※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。（例：40分週3回）

※ 夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）にサービスを行った場合、基本単位数に2.5%を加算されます。

深夜（午後10時～午前6時）は基本単位数に50%を加算されます。但し、緊急訪問の場合は2回目以降に算定されます。

※ 緊急時訪問看護加算 II・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

※ ①訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合

②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合

リハビリ20分当たり、それぞれ8単位減算されます。

※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、リハビリ20分当たり15単位減算されます。

### 「利用料負担額の計算方法」

単位数×10.70×利用者負担割合＝利用者負担額（小数点以下切り下げ）  
 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります

# 保険対象外費用の同意書

## ■交通費

通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収する場合がございます。

自動車を使用した場合の交通費は事業所から 5km を越えてから 105 円/km を 0.1km 単位で計算し、ご負担頂きます。

距離の算出はグーグルマップの「ルート検索」を基準としています。

## ■定休日利用料

定休日に定期訪問看護をご希望された場合、下記料金を徴収いたします。

定休日利用料      訪問毎   1000 円    (非課税)

## ■延長料金

基本時間 (90 分) を超えたサービスを行った場合、下記料金を徴収いたします。

30 分毎      1800 円    (非課税)

## ■死後の処置

亡くなられた後の処置と処置材料費込みを頂戴いたします。

20,000 円    (税込)

## ■キャンセル料

訪問看護利用日の前日まで      無料

訪問看護利用日の当日              利用者負担 2,000 円 (税込)

※サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。

但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

## ■その他、保険外サービス

※衛生材料等お気軽にご相談下さい。

## 【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

あん川西訪問看護ステーションでは、利用者が安心して訪問看護を受けられるように、利用者の個人情報の取扱いには万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

### ○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただくようにいたします。

### ○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。訂正・利用停止においては、調査の上、対応いたします。

### ○ 個人情報の開示について

利用者の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。

なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

### ○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

## 【法人における利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

### ○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ 利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 利用者への看護サービスの質向上（地域ケア会議・研修等）
- ・ その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

### ○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・ その他の業務委託

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）